

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン に基づく取組状況に係るチェックリスト（令和 3 年度）（案）

1. 目的

本チェックリストは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、研究活動における不正行為の事前防止のための取組や、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への対応について、研究機関の取組状況等を把握するために実施するものです。

2. 対象機関

令和 3 年度に、以下の予算の配分又は措置による研究活動を実施する機関

- 1) 競争的資金等（文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金）
- 2) 国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算

3. チェックリストの内容

本チェックリストは、以下の 3 つのパートで構成されています。

- 1) 基本情報
- 2) 文部科学省予算の配分・措置の状況
- 3) 調査項目（第 1 部：研究倫理教育、第 2 部：データの保存・開示、第 3 部：研究不正の告発・調査）

4. 提出期限

令和 3 年度版チェックリストの提出期限は、以下のいずれか早い時期となります。

- 1) 令和 3 年 9 月 30 日（木）
- 2) 競争的資金等の公募要領等で設定する日（競争的資金等に参画する機関に限る。）

※ 令和 3 年度に、文部科学省の予算の配分又は措置による研究活動を実施しない機関は、令和 3 年度版チェックリストを提出する必要はありません。

5. 留意点

- 本チェックリストは、研究費の不正使用等を対象とした「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とは異なりますので、ご注意ください。
- 提出されたチェックリストは、文部科学省所管の独立行政法人（競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分する法人に限る。）に対して、情報提供する場合がありますので、ご承知おきください。

1. 基本情報

記入日

機関の名称

所在地 〒 住所

科研費機関番号 (5桁)

e-Rad 所属機関番号 (10桁)

(担当者連絡先 1) 課・係等名、氏名、電話番号、E-mail

(担当者連絡先 2) 課・係等名、氏名、電話番号、E-mail

令和 2 年度の状況

(1) 機関種別

- ①国立大学
- ②公立大学 (短期大学・短期大学部を除く)
- ③私立大学 (短期大学・短期大学部を除く)
- ④短期大学・短期大学部
- ⑤高等専門学校
- ⑥大学共同利用機関
- ⑦国の機関、独立行政法人、国立研究開発法人
- ⑧都道府県等公立の機関、地方独立行政法人 (公立大学を除く)
- ⑨民間企業
- ⑩一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ⑪その他 (NPO 法人、医療法人等)

(2) 令和 2 年度の全役職員数 (役員と職員の合計数 (非常勤を含む))

- ①10 人未満
- ②10 人以上～50 人未満
- ③50 人以上～100 人未満
- ④100 人以上～500 人未満
- ⑤500 人以上

(3) 令和 2 年度の研究者数 (e-Rad の研究者番号を有している者)

- ①10 人未満
- ②10 人以上～50 人未満
- ③50 人以上～100 人未満
- ④100 人以上～500 人未満
- ⑤500 人以上

【機密性 2】

(4) 令和2年度の事務職員数

- ①10人未満
- ②10人以上～50人未満
- ③50人以上～100人未満
- ④100人以上～500人未満
- ⑤500人以上

2. 文部科学省予算の配分・措置の状況

【A】 貴機関の令和 2 年度の研究活動について、該当する欄に「○」を記入してください。

(1) 競争的資金等 (※1) の件数

- ①0 件
- ②1 件以上～10 件未満
- ③10 件以上～50 件未満
- ④50 件以上～100 件未満
- ⑤100 件以上～500 件未満
- ⑥500 件以上

(2) 競争的資金等 (※1) の金額

- ①0 円
- ②1 円以上～100 万円未満
- ③100 万円以上～1000 万円未満
- ④1000 万円以上～1 億円未満
- ⑤1 億円以上～5 億円未満
- ⑥5 億円以上

(3) 基盤的経費 (※2) の金額

- ①0 円
- ②1 円以上～1 億円未満
- ③1 億円以上～10 億円未満
- ④10 億円以上～100 億円未満
- ⑤100 億円以上～500 億円未満
- ⑥500 億円以上

※1「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を指します。

※2「基盤的経費」とは、国立大学法人、私立大学や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等を指します。

【B】 貴機関の令和 3 年度の研究活動について、該当する欄に「○」を記入してください。

(1) 競争的資金等 (※1) による研究活動 (分担研究者等による活動を含む。)

- ①競争的資金等の継続課題がなく新規応募の可能性もない
- ②競争的資金等の継続課題がある又は新規応募の可能性がある

(2) 基盤的経費 (※2) による研究活動

【機密性 2】

- ①基盤的経費を受けない
- ②基盤的経費を受ける

※1「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を指します。

※2「基盤的経費」とは、国立大学法人、私立大学や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等を指します。

3. 調査項目

第1部 研究倫理教育（ガイドライン第2節1（1）関係）

※番号が太字・下線のは、資料2-1「体制整備等詳細確認調査」の項目を示す。

（1）研究倫理教育に関する体制

101 研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。

【旧101】【指導対象：回答が②の場合】

- ①整備している
- ②整備していない

102 貴機関に配置している研究倫理教育責任者の人数を教えてください。（同一の者が複数の部局の研究倫理教育責任者となっている場合は、重複計上せず実際の人数をカウントしてください。）【旧101-1改】【指導対象：回答が“0”の場合】

103 貴機関に設置している研究倫理教育の企画・改善などの審議等を行う常設の委員会を設置していますか。【旧101-1改】

- ①設置している
- ②設置していない

（2）研究倫理教育に関する規程

104 貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。【旧102】【指導対象：回答が②の場合】

- ①義務付けている
- ②義務付けていない

105 貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

【旧103】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

106 貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。【旧104】

- ①義務付けている
- ②義務付けていない

【機密性 2】

107 貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）に対して、他の機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。

【旧 105】

- ①定めている
- ②定めていない

108 貴機関に所属する全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。【旧 106】

- ①義務付けている
- ②義務付けていない

109 貴機関に所属する全ての研究支援人材に対して、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。【旧 107】

- ①定めている
- ②定めていない

(3) 研究倫理教育の実施・受講状況

a) 研究者

110 貴機関に所属する研究者（貴機関を本務とする者）に対する定期的な研究倫理教育の頻度を教えてください。(部局ごとに異なる場合は、期間が長いものを選択してください。)

【新規】

- ①1年に1回以上
- ②2年に1回
- ③3年に1回
- ④4年に1回
- ⑤5年に1回、
- ⑥その他（自由記載）

111 令和2年度の、貴機関に所属する研究者（貴機関を本務とする者）の研究倫理教育の受講率を教えてください。【旧 108】【指導対象：回答が④～⑦の場合】【分析対象】

- ①100%
- ②95%以上（～100%未満）
- ③90%以上（～95%未満）
- ④85%以上（～90%未満）
- ⑤80%以上（～85%未満）
- ⑥80%未満、
- ⑦令和2年度はガイドラインの対象外であるため未実施

【機密性 2】

- ※ 令和 2 年度の受講状況について回答ください。
- ※ 受講率は、(受講済の研究者数) ÷ (受講対象者数) × 100 で計算してください。
- ※ 例えば、3 年に 1 回の頻度で研究倫理教育を実施している場合は、平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間を対象として、受講率を計算してください。
- ※ 他機関からの異動等に伴い新たに貴機関で採用した研究者に関して、採用前の所属機関での研究倫理教育の受講状況から、貴機関による受講と同等と判断した場合は、当該研究者を「受講済の研究者数」、「受講対象者数」に計上した上で、受講率を計算してください。
- ※ 病気等やむを得ない事情により令和 2 年度の受講が困難との理由から令和 3 年度以降に研究倫理教育を受講することとしている研究者に関しては、当該研究者を「受講済の研究者数」、「受講対象者数」に計上せずに、受講率を計算して差し支えありません。
- ※ 令和 2 年度に、文部科学省から競争的資金等及び基盤的経費による研究活動に参画していない機関（【1. 文部科学省予算の配分又は措置の状況】の【A】(1)(3)、【B】(1)(2)の回答が全て「1」の場合）は、「⑦：令和元年度はガイドラインの対象外」を選択してください。

112 貴機関に所属する研究者（貴機関を本務とする者）に対する研究倫理教育の方法及び受講状況を教えてください。【旧 109】

- e ラーニング（APRIN：eAPRIN）
- e ラーニング（JSPS：eLCoRE）
- e ラーニング（その他：独自教材等）
- 教材通読（JSPS：科学の健全な発展のために）
- 教材通読（その他：独自教材等）
- 映像教材（JST：TheLAB）
- 講義形式（討議・グループワーク等あり）
- 講義形式（討議・グループワーク等なし）
- その他の機会（自由記載）

それぞれ、以下の選択肢

- ① 貴機関を本務とする「研究者の全員」が受講している
- ② 貴機関を本務とする「研究者の一部」が受講している
- ③ 実施していない

113 令和 2 年度の、貴機関に所属する研究者（貴機関を本務とする者以外）の研究倫理教育の受講状況（受講確認状況）を教えてください。【新規】

- ① 当該研究者を対象として研究倫理教育を実施し、その受講状況を確認している
- ② 当該研究者の本務機関における研究倫理教育の受講状況を確認している

【機密性 2】

③研究倫理教育を実施しておらず、本務機関における受講状況も確認もしていない。

b) 学部学生（高専生、短大生を含む）

114 全ての学部学生（高専生、短大生を含む）に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。【旧 201】

- ①全ての学部学生に対して実施している
- ②一部の学部学生に対して実施している
- ③実施していない
- ④学部学生は在籍していない

115 研究倫理教育の内容を扱う科目（単位として認定しているものに限る。）を設置していますか。【旧 202 改】

- ①全ての学部学生に対して義務付けている
- ②一部の学部学生に対して義務付けている
- ③実施していない
- ④学部学生は在籍していない

116 学部学生に対する研究倫理教育の方法及び受講義務付けの状況を教えてください。

【旧 202】

- e ラーニング（APRIN：eAPRIN）
- e ラーニング（JSPS：eLCoRE）
- e ラーニング（その他：独自教材等）
- 教材通読（JSPS：科学の健全な発展のために）
- 教材通読（その他：独自教材等）
- 映像教材（JST：TheLAB）
- 講義形式（討議・グループワーク等あり）
- 講義形式（討議・グループワーク等なし）
- その他の機会（自由記載）

それぞれ、以下の選択肢

- ①全ての学部学生に対して、義務付けている
- ②一部の学部学生に対して、義務付けている
- ③義務付けていない
- ④学部学生は在籍していない

【機密性 2】

c) 修士学生

117 全ての修士学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。【203】

- ①全ての修士学生に対して義務付けている
- ②一部の修士学生に対して義務付けている
- ③実施していない
- ④修士学生は在籍していない

118 研究倫理教育の内容を扱う科目(単位として認定しているものに限る。)を設置していますか。【旧 204 改】

- ①全ての修士学生に対して義務付けている
- ②一部の修士学生に対して義務付けている
- ③実施していない
- ④修士学生は在籍していない

119 修士学生に対する研究倫理教育の方法及び受講義務付けの状況を教えてください。

【旧 204】

- e ラーニング (APRIN : eAPRIN)
- e ラーニング (JSPS : eLCoRE)
- e ラーニング (その他 : 独自教材等)
- 教材通読 (JSPS : 科学の健全な発展のために)
- 教材通読 (その他 : 独自教材等)
- 映像教材 (JST : TheLAB)
- 講義形式 (討議・グループワーク等あり)
- 講義形式 (討議・グループワーク等なし)
- その他の機会 (自由記載)

それぞれ、以下の選択肢

- ①全ての修士学生に対して、義務付けている
- ②一部の修士学生に対して、義務付けている
- ③義務付けていない
- ④修士学生は在籍していない

【機密性 2】

d) 博士学生

120 全ての博士学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。【旧 205】

- ①全ての博士学生に対して義務付けている
- ②一部の博士学生に対して義務付けている
- ③実施していない
- ④博士学生は在籍していない

121 研究倫理教育の内容を扱う科目(単位として認定しているものに限る。)を設置していますか。【旧 206 改】

- ①全ての博士学生に対して義務付けている
- ②一部の博士学生に対して義務付けている
- ③実施していない
- ④博士学生は在籍していない

122 博士学生に対する研究倫理教育の方法及び受講義務付けの状況を教えてください。

【旧 206】

- e ラーニング (APRIN : eAPRIN)
- e ラーニング (JSPS : eLCoRE)
- e ラーニング (その他 : 独自教材等)
- 教材通読 (JSPS : 科学の健全な発展のために)
- 教材通読 (その他 : 独自教材等)
- 映像教材 (JST : TheLAB)
- 講義形式 (討議・グループワーク等あり)
- 講義形式 (討議・グループワーク等なし)
- その他の機会 (自由記載)

それぞれ、以下の選択肢

- ①全ての博士学生に対して、義務付けている
- ②一部の博士学生に対して、義務付けている
- ③義務付けていない
- ④博士学生は在籍していない

【機密性 2】

第2部データの保存・開示（ガイドライン第2節1（2）関係）

（1）データの保存・開示に関する体制

201 研究データの保存・開示を担当する者を配置していますか。【旧 300】

- ①研究機関に1名配置している
- ②部局等毎に配置している（複数名配置している）
- ③配置していない

（2）データの保存・開示に関する規程【指導対象：回答が②の場合】

202 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていますか。【旧 301】

- ①定めている
- ②定めていない

203 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていますか。【旧 302】

- ①定めている
- ②定めていない

（3）データの保存・開示の確認状況

204 研究データの保存等について、規程等で定めた内容に基づき、適切に保存等がされていることを確認していますか。【旧 303】

- ①全学的に管理している
- ②部局等毎に管理している
- ③研究室毎に管理している
- ④その他

205 研究データの保存・確認の方法を教えてください。【旧 303-1】

- 自由記載

3. 研究不正の告発・調査（ガイドライン第3節関係）

（1）不正行為の告発・調査に係る体制

301 研究活動における不正行為の告発・調査を担当する責任者を決めていますか。

（ガイドライン第3節2関係）【旧400】

- ①研究機関に1名配置している
- ②部局等毎に配置している
- ③配置していない
- ④その他（自由記載）

（2）不正行為の告発・調査に係る規程

302 不正行為の定義に関して、捏造、改ざん、盗用の定義をそれぞれ具体的に規定していますか。（ガイドライン第3節1（3）①、②、③関係）

【旧401改】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

303 不正行為の定義に関して、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規定していますか。（ガイドライン第3節1（3）関係）

【新規】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

304 特定不正行為以外の不適切な行為について認定できるように規定で定義していますか。（ガイドライン第3節1（3）なお書き関係）【旧401】

（1）二重投稿

- ①具体的に定めている
- ②具体的に定めていないが、広く読めるように定めている
- ③定めていない

（2）不適切なオーサーシップ

- ①具体的に定めている
- ②具体的に定めていないが、広く読めるように定めている
- ③定めていない

（3）その他（自由記載）

【機密性 2】

305 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程（コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。）を整備していますか。（ガイドライン第3節2関係）

【旧 402】【指導対象：回答が②の場合】

- ①整備している、
- ②整備していない

<告発>

306 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置していますか。（ガイドライン第3節3-1①関係）

【旧 403】【指導対象：回答が②の場合】

- ①設置している
- ②設置していない

307 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節3-1②関係）

【旧 404】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

308 告発を受け付ける基準（不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていること等）を規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節3-2②関係）

【新規】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

【機密性 2】

<調査の責任者>

309 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば、理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節2関係)

【旧 406】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

310 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節2関係)

【旧 407】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

<告発者・被告発者の保護等>

311 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていますか。(ガイドライン第3節3-3②関係)

【旧 408】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

312 告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならないことを規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節3-3⑤、⑥関係)【新規】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

<予備調査>

313 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(1)③関係)

【旧 409】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

【機密性 2】

314 告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を行うことを規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(1)①関係)

【新規】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

315 本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨を報告することを規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(2)①(イ)関係)

【旧410】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

<調査委員会の設置>

316 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(2)①(ウ)関係)

【旧411】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

317 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(2)①(ア)関係)

【旧412】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

318 全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者（調査対象者）と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(2)②(ア)関係)

【旧413】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

319 調査委員会の委員について、告発者及び被告発者（調査対象者）は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていますか。(ガイドライン第3節4-2(2)②(イ)関係)

【旧414】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている

【機密性 2】

②定めていない

<本調査>

320 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめる（認定する）までの期間の目安を規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節4-3（1）①関係）

【旧415】【指導対象：回答が②の場合】

①定めている

②定めていない

321 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節4-3（3）①関係）

【新規】【指導対象：回答が②の場合】

①定めている

②定めていない

322 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節4-3（3）②関係）

【新規】【指導対象：回答が②の場合】

①定めている

②定めていない

323 本調査の結果について、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節4-3（4）②関係）

【旧416】【指導対象：回答が②の場合】

①定めている

②定めていない

<不服申立て・再調査>

324 不正行為を行ったと認定された被告発者（調査対象者）は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができることを規程等で定めていますか。（ガイドライン第3節4-3（5）①関係）

【旧417】【指導対象：回答が②の場合】

①定めている

②定めていない

【機密性 2】

325 不服申立ての審査・再調査は調査委員会（317 と同じ調査委員会）が行うことを規程等で定めていますか。（ガイドライン第 3 節 4-3 (5) ③、④関係）

【新規】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

326 不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。（ガイドライン第 3 節 4-3 (5) ⑤関係）

【旧 418】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

327 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。（ガイドライン第 3 節 4-3 (5) ⑥関係）

【旧 419】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

328 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていますか。（ガイドライン第 3 節 4-3 (5) ⑥関係）

【旧 420】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

329 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていますか。（ガイドライン第 3 節 4-3 (5) ⑥関係）

【旧 421】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

<調査結果の公表>

330 公表する調査結果の内容（項目等）を規程等で定めていますか。（ガイドライン第 3 節 4-3 (6) ③関係）

【旧 422】【指導対象：回答が②の場合】

- ①定めている
- ②定めていない

【機密性 2】

(3) 告発窓口の周知 (運用)

331 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知（ホームページへの公表等）していますか。

(ガイドライン第3節3-1②関係)

【旧 405】【指導対象：回答が②の場合】

- ①周知している
- ②周知していない